

●香川県警察本部告示第3号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月13日

香川県警察本部長 藤 本 隆 史

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 免許の取消し等（第44条—<u>第45条の2</u>）</p> <p>第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（免許証の記載事項の変更）</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法第93条の2の規定による電磁的方法により記録が行われている免許証（以下「IC免許証」という。）の記載事項の変更については、前項の規定による備考欄への記載及び押印に併せて、IC免許証追記装置（IC免許証に組み込んだ半導体集積回路に変更に係る事項を記録する装置をいう。）により当該IC免許証に当該変更に係る事項の記録を行うものとする。</p> <p>（技能試験、技能検査及び技能再試験のコースの設定）</p> <p>第38条 施行規則第24条第1項に規定する技能試験（以下「技能試験」という。）<u>、施行規則第18条の2の2第1項に規定する技能検査（以下「技能検査」という。）及び施行規則第28条の2前段に規定する再試験のうち技能に関するもの（以下「技能再試験」という。）</u>のコースは、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、別表第3に定める課題設定基準に基づき、それ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 運転免許</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 免許の取消し等（第44条）</p> <p><u>第6節 削除</u></p> <p>第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（免許証の記載事項の変更）</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法第93条の2の規定による電磁的方法により記録が行われている免許証（以下「IC免許証」という。）の記載事項の変更については、前項の規定による備考欄への記載及び押印に併せて、IC免許証追記装置（IC免許証に組み込んだ半導体集積回路に変更に係る事項を記録する装置をいう。）により当該IC免許証に当該変更に係る事項の記録を行うものとする。<u>ただし、交番（さぬき警察署長尾交番及び丸亀警察署多度津交番を除く。）又は駐在所においてIC免許証の記載事項の変更を取り扱う場合</u>にあっては、前項の規定による備考欄への記載及び押印のみを行うものとする。</p> <p>（技能試験コースの設定）</p> <p>第38条 施行規則第24条第1項に規定する技能試験（以下「技能試験」という。）のコースは、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、別表第3に定める課題設定基準に基づき、それぞれ当該各号に定めるところにより設定するものとする。</p>

それ当該各号に定めるところにより設定するものとする。

(1) 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。） 課題設定基準がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上設定する。

(2) 前号に掲げる免許以外の免許 課題設定基準がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上設定する。

(技能試験等の課題履行条件)

第39条 技能試験、技能検査、技能再試験及び施行規則第18条の5に規定する審査（以下「技能審査」という。）（以下「技能試験等」という。）は、交通法規の遵守及び正確な運転操作によって、道路及び交通の状況に応じた安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。この場合において、技能試験等の課題を履行する場合の条件は、別表第4のとおりとする。

(標準試験車)

第40条 技能試験等において使用する自動車（以下「標準試験車」という。）は、施行規則第24条第6項の表に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる車体の大きさ等で同表の右欄に掲げる装置等を有するものとする。

免許の種類	車体の大きさ等			装置等
	自動車の区分	長さ	幅	
略				

(1) 普通自動車免許（以下「普通免許」という。） 別表第3第6号の表に定める一般課題走行に係る課題設定基準がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上及び同表に定める特別課題走行に係る課題設定基準を満たし、かつ、起点又は終点の異なる自主経路設定コースを6種類以上設定する。

(2) 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。） 課題設定基準がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上設定する。

(3) 前2号に掲げる免許以外の免許 課題設定基準がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上設定する。

(技能試験の課題履行条件)

第39条 技能試験は、交通法規の遵守及び正確な運転操作によって、安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うほか、道路及び交通の状況に応じて他の交通に気配りしながら主体的な運転ができるかどうかについて行うものとする。この場合において、技能試験の課題を履行する場合の条件は、別表第4のとおりとする。

(標準試験車)

第40条 施行規則第24条第6項本文の規定により技能試験において使用する自動車（以下「標準試験車」という。）は、同項の表に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる車体の大きさ等で同表の右欄に掲げる装置等を有するものとする。

免許の種類	車体の大きさ等			装置等
	自動車の区分	長さ	幅	
略				

大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）及び大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	略
略	
けん引第二種免許及びけん引免許	略
略	

（四肢体幹障害者等に係る試験車）

第41条 四肢又は体幹の機能に障害のある者等に係る技能試験等において使用する自動車は、別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車とする。

（運転経歴証明書の記載事項の変更）

第45条 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項

大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	略
略	
けん引免許	略
略	

（四肢体幹障害者等に係る試験車）

第41条 四肢又は体幹の機能に障害のある者等に係る技能試験において使用する自動車は、別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車とする。

第6節 削除

第45条 削除

の変更に係る事項の記載は、提示を受けた運転経歴証明書の裏面の備考欄に変更に係る事項及び変更年月日を上段から記載し、末尾に公安委員会の公印を押して行うものとする。

(運転経歴証明書の再交付申請書の添付書類の様式)

第45条の2 施行規則第30条の13第2項第1号の書類の様式は、別記様式第15号の2の運転経歴証明書亡失・滅失てん末書のとおりとする。

(安全運転管理者等講習の細目)

第46条 略

別表第1 (第32条関係)

自動車の区分	与える免許	自動車の 変速装置	運転することが できる自動車の 種類の限定
略			
標準試験車に該当しない自動二輪車	大型二輪免許 普通二輪免許	手動式	技能試験等に使用した自動二輪車の総排気量以下の自動二輪車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験等に使用した自動二輪車の総排気量以下のオートマチック車に限るものとする。
略			
備考 略			

別表第2 (第32条、第37条関係)

障害の状態等		免許の種類	免許の条件の内容	
部位	程度		構造装置等に	身体に関する

(安全運転管理者等講習の細目)

第46条 略

別表第1 (第32条関係)

自動車の区分	与える免許	自動車の 変速装置	運転することが できる自動車の 種類の限定
略			
標準試験車に該当しない自動二輪車	大型二輪免許 普通二輪免許	手動式	技能試験に使用した自動二輪車の総排気量以下の自動二輪車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験に使用した自動二輪車の総排気量以下のオートマチック車に限るものとする。
略			
備考 略			

別表第2 (第32条、第37条関係)

障害の状態等		免許の種類	免許の条件の内容	
部位	程度		構造装置等に	身体に関する

等			関するもの	もの
両上肢	略			
	3 両手の指の <u>全て</u> を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く <u>全ての</u> 種類の免許	略	
	4 両手の指のうち親指以外の2本を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	<u>全ての種類</u> の免許	略	
片上肢	1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの又は片上肢の機能を全廃したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く <u>全ての</u> 種類の免許	略	
	2 片上肢のひじ関節を残して先の部分で欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	大型二輪免許を除く <u>全ての種類</u> の免許	略	
両下肢	略			
	2 両下肢を	大型二輪免	略	

等			関するもの	もの
両上肢	略			
	3 両手の指の <u>すべて</u> を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く <u>すべて</u> の種類の免許	略	
	4 両手の指のうち親指以外の2本を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	<u>すべての種類</u> の免許	略	
片上肢	1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの又は片上肢の機能を全廃したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く <u>すべて</u> の種類の免許	略	
	2 片上肢のひじ関節を残して先の部分で欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	大型二輪免許を除く <u>すべての種類</u> の免許	略	
両下肢	略			
	2 両下肢を	大型二輪免	略	

	ひざ関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの	許を除く <u>全ての種類</u> の免許	
片下肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能を全廃したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く <u>全ての種類</u> の免許	略
	2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能の著しい障害のあるもの	<u>全ての種類</u> の免許	略
略			
備考			
1 略			
2 特別に改造をした自動車を使用して技能試験等を行った場合は、当該自動車と同じ条件のものに限るものとする。			

別表第3 (第38条関係)

1 大型仮免許及び中型仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類	
	大型仮免許	中型仮免許
略		
曲線コースの通過	略	

	ひざ関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの	許を除く <u>すべての種類</u> の免許	
片下肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能を全廃したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く <u>すべての種類</u> の免許	略
	2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能の著しい障害のあるもの	<u>すべての種類</u> の免許	略
略			
備考			
1 略			
2 特別に改造をした自動車を使用して技能試験を行った場合は、当該自動車と同じ条件のものに限るものとする。			

別表第3 (第38条関係)

1 大型仮免許及び中型仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類	
	大型仮免許	中型仮免許
略		
曲線コースの走行	略	

屈折コースの通過	略	
坂道コースの通過	略	
略		
障害物設置場所の通過	3回以上	3回以上
略		

2 普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	回 数 等
略	
曲線コースの通過	略
屈折コースの通過	略
坂道コースの通過	略
略	

3 大型特殊免許及び大型特殊第二種免許並びに牽引免許及び牽引第二種免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類		
	大型特殊免許及び大型特殊第二種免許		けん引免許及びけん引第二種免許
	装 輪	カタピラ	
略			
曲線コースの通過	略		
略			

4 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類		
	大型二輪免許	普通二輪免許	小型限定普通自動二輪免許
略			
曲線コースの通過	略		
屈折コースの通過	略		
坂道コースの通過	略		
略			

5 大型免許及び中型免許に係る路上試験の課題設定基準

屈折コースの走行	略	
坂道コースの走行	略	
略		
障害物設置場所の通過	2回以上	2回以上
略		

2 普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	回 数 等
略	
曲線コースの走行	略
屈折コースの走行	略
坂道コースの走行	略
略	

3 大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）並びに牽引免許及び牽引第二種免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類		
	大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許		けん引免許及びけん引第二種免許
	装 輪	カタピラ	
略			
曲線コースの走行	略		
略			

4 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類		
	大型二輪免許	普通二輪免許	小型限定普通自動二輪免許
略			
曲線コースの走行	略		
屈折コースの走行	略		
坂道コースの走行	略		
略			

5 大型免許及び中型免許に係る路上試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類	
	大型免許	中型免許
略		
場内コース	略	
	後方間隔	略
40キロメートル毎時以上の速度による走行	3,000メートル以上	3,000メートル以上
総走行距離	略	
備考 40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度で走行可能な道路を2,000メートル以上含むものとする。		

6 普通免許に係る路上試験の課題設定基準

課 題	回 数 等	
信号通過又は一時停止	1回以上	
右折及び左折	それぞれ2回以上	
横断歩道の通過	2回以上	
路端への停車及び発進	1回	
場内コース	方向変換又は縦列駐車	1回
	障害物設置場所の通過	1回
総走行距離	4,500メートル以上	
備考		
1 40キロメートル毎時以上の速度による走行可能な道路が含まれていること。		
2 路端への停車及び発進については、停車禁止場所を含まない場所における直前の合図による停車を1回行うものとする。		

7 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る路上試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類	
	大型第二種免許及び中型第二種免許	普通第二種免許
略		

課 題	免 許 の 種 類	
	大型免許	中型免許
略		
場内コース	略	
	後方間隔不良	略
総走行距離	略	

6 普通免許に係る路上試験の課題設定基準

区 分	課 題	回 数 等
一般課題 走行	信号通過又は指定場所における一時停止	1回以上
	右折及び左折	それぞれ1回以上
	横断歩道の通過	2回以上
	場内コースにおける方向変換又は縦列駐車	1回
	総走行距離	2,500メートル以上
特別課題 走行	右折及び左折がそれぞれ1回以上盛り込まれることとなるコースの起点及び終点を設定することとし、その総走行距離は、2,000メートル以上とする。	
備考 40キロメートル毎時以上の速度による走行が可能である道路が含まれていること。		

7 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る路上試験の課題設定基準

課 題	免 許 の 種 類	
	大型第二種免許及び中型第二種免許	普通第二種免許
略		

場内コース	略	
	鋭角コースの通過	略
	略	
	後方間隔	略
略		
備考		
<p>1 略</p> <p>2 <u>普通第二種免許に係る転回については、歩車道の区分がある道路環境において、おおむね100メートル以上200メートル以下の区間で行うものとする。</u></p> <p>3 <u>路端への停車及び発進については、大型第二種免許及び中型第二種免許に係るものにあつては指定場所における停車を3回、普通第二種免許に係るものにあつては指定場所における停車を1回及び直前の合図による停車を3回（そのうち1回は停車禁止場所を含む場所で行うものとする。）</u> 行うものとする。</p> <p>4 40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度で走行可能な道路を1,200メートル以上含むものとする。</p> <p>5 この表において「生活道路」とは、<u>歩行者及び車両が共に通行しており、絶えず視界に歩行者及び軽車両が入る環境で、人の日常生活に密着している住宅地域、商業地域等の生活ゾーン内の道路をいう。</u></p>		

場内コース	略	
	鋭角	略
	略	
	後方間隔不良	略
略		
備考		
<p>1 略</p> <p>2 <u>路端への停車及び駐車については、大型第二種免許及び中型第二種免許に係るものにあつてはあらかじめ停止目標を指定する停車を3回、普通第二種免許に係るものにあつては停車場所の直前における指示による停車を3回（そのうち1回は停車禁止場所での指示によるものとする。）及びあらかじめ停止目標を指定する停車を1回</u> 行うものとする。</p> <p>3 40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度で走行可能な道路1,200メートル以上含むものとする。</p> <p>4 この表において「生活道路」とは、<u>人の日常生活に密着している住宅地域、商業地域等の生活ゾーン内の道路をいう。</u></p>		

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査

課 題	条 件
採点の範囲	<u>(1) 採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、ならし走行の間については、採点を行わないものとする。</u>

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験

課 題	条 件
採点の範囲	<u>採点は、乗車時から下車時までの間のすべてについて行うこと。ただし、ならし走行の間については、採点を行わないものとする。</u>

	(2) 方向変換コースに再進入して後方間隔 (大型第二種免許、大型免許、中型第二種 免許及び中型免許に係る技能審査に限る。 以下この表において同じ。)を実施してい る間については、後方間隔及び車体後部と 立体障害物の接触以外の採点は、行わない こと。
略	
コース	コースは、 <u>全て車道とみなして走行すること。</u>
上り坂の停止及び 発進 (技能審査に あつては、オート マチック車に限定 された中型免許、 中型第二種免許、 普通免許及び普通 第二種免許、ミニ カーに限定された 普通免許並びに大 型仮免許、中型仮 免許、普通仮免許、 大型二輪免許及び 普通二輪免許に係 るものに限る。)	略
鋭角コースの通過 (大型第二種免許、 中型第二種免許及 び普通第二種免許 に係る技能審査に 限る。)	<u>3回以下の切り返しによって通過すること。</u>
指示速度による走 行	略
略	

略	
コース	コースは、 <u>すべて車道とみなして走行す ること。</u>
上り坂の停止及び 発進	略
指示速度による走 行	略
略	

方向変換	略
けん引車による方向変換の方法	略
後方間隔	方向変換コースに後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コースに設置された障害物との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。
路端における停車及び発進（大型自動車及び中型自動車に限る。）	<p>(1) 1回の停車により、車体をできる限り道路の左側端に平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停止位置目標のポールに一致させること。</p> <p>(2) 停車を完了した後、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること。</p> <p>(3) 停車位置から前方に発進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行う場合は、車体の先端が停止位置目標のポールより後方としない範囲で行うこと。</p>
隘路への進入（大型自動車及び中型自動車に限る。）	<p>(1) 走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車体の向きを変え、進入範囲（路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長した線に挟まれた範囲をいう。以下同じ。）に車体の全部を入れること。</p> <p>(2) おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合は、前方は限界線（2本のラインの前端のそれぞれ前方2メートル（中型</p>

方向変換	略
縦列駐車	コースに平行して停止した後、駐車範囲内（前車及び後車の右側端を結ぶ線の内側をいう。以下同じ。）に車体の全部を入れること。
けん引車による方向変換の方法	略
路端における停車及び発進（大型仮免許及び中型仮免許に限る。）	<p>(1) 指定した目標物に、車体のフロントバンパーの最先端を合わせ、かつ路端に平行で、縁石から30センチメートル未満の範囲に停車させた後、前方の障害物を回避し、走行させること。</p> <p>(2) 車体を路端に平行かつ縁石から30センチメートル未満に停車することができなかった場合は、切返し等をさせて範囲内に収めること。</p>
隘路への進入（大型仮免許及び中型仮免許に限る。）	<p>(1) 進入は、右折又は左折により進入路（幅6メートル）からはみ出さないように進入し、止まることなく90度方向を変え、幅3メートル、長さ12メートル（中型自動車にあっては、幅2.7メートル、長さ8メートル）に引かれた2本のラインの範囲に車体を収めること。</p> <p>(2) 切返しをさせる前後の範囲は、2本のライン前方に2メートル（中型自動車にあっては、1.5メートル）を加えた14メートル（中型自動車にあっては、9.5メートル）</p>

		自動車にあつては、1.5メートル)の地点を結んだ線をいう。以下同じ。)を車体の一部が超えない範囲、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。
走行終了時の措置		走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。 ア バス型の自動車を除く四輪車は車体の先端を、バス型の自動車は中央ドアの中心を、指示した停止目標のポールに一致させること。 イ 大型特殊自動車で作業機具を接地させる構造のものは、アに掲げるもののほか、作業機具を水平に接地させること。 ウ 二輪車は、前車輪の先端を停止目標のポールに一致させ、サイドスタンド(サイドスタンドのない車両にあつては、メインスタンド)を立てること。
特別コースの走行(二輪車に限る。)	直線狭路コースの走行	直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により大型自動二輪車にあつては10秒以上、普通自動二輪車にあつては7秒以上、小型二輪車にあつては5秒以上で走行すること。
	略	

2 大型免許及び中型免許に係る技能試験及び技能検査

課 題	条 件
採点の範囲	(1) 路上コースの採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、乗車地点から試験の起点までの場内コースの走行及び路上のならし走行並びに場内の発着点において下車す

		とする。この場合、左右の幅の範囲(3メートル(中型自動車にあつては、2.7メートル))を逸脱しても差し支えないが、車体後方のオーバーハング部分を除き、前後の範囲内(14メートル(中型自動車にあつては、9.5メートル))で行うこと。
駐車時の措置		走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。 ア 大型乗用自動車(以下「大型乗用車」という。)は、乗降口の中心を指示するポール等による停止目標に一致させること。 イ 大型乗用車及び二輪車以外の自動車は、車体の先端を指示するポール等による停止目標に一致させること。 ウ 大型特殊自動車で作業機具を接地させる構造のものは、イに掲げるもののほか、作業機具を水平に接地させること。 エ 二輪車は、前車輪の先端をポール等による停止目標に一致させ、サイドスタンドを立てること。
特別コースの走行(二輪車に限る。)	直線狭路コースの走行	直線狭路台手前の指定地点でいったん停止し、直線狭路台を着座姿勢により大型自動二輪車にあつては10秒以上、普通自動二輪車にあつては7秒以上、小型二輪車にあつては5秒以上で走行すること。
	略	

2 大型免許、中型免許に係る技能試験

課 題	条 件
採点の範囲	採点は、乗車時から下車時までの間(コースにおける方向転換にあつては方向変換コース(出入口部の長さは、大型貨物車は10メートル、中型貨物車は8メートルとする。))に車体が入り始めてから、方向

る場合における場内コースの走行の間については、採点を行わないものとする。

(2) 方向変換コースの採点は、方向変換コースの出入口部（長さは、大型自動車は10メートル、中型自動車は8メートルとする。）に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に、出入口部から車体の全部が出るまでの間について行うこと。

(3) 縦列駐車は、縦列コースと平行に停止してから、駐車範囲内（コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側をいう。以下同じ。）に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体の全部が出るまでの間について行うこと。

(4) 方向変換コース又は縦列駐車コース（以下「方向変換コース等」という。）に再進入して後方間隔を実施している間については、後方間隔及び車体後部と立体障害物の接触以外の採点は、行わないこと。

略

脱輪時の措置	車輪が縁石に乗り上げたとき又はコース外に落輪したときは、直ちに停止して、乗り上げ、又は落輪する以前の地点まで戻って走行し直すこと。
--------	---

略

縦列駐車	コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内に車体の全部を入れた後に発進すること。
後方間隔	方向変換コース等に後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース等に設置された障害物との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。
走行終了時の措置	走行を終了したときは、駐車状態にすること。

備考 実施上の留意事項は、次のとおりとする。

- 1 路上試験の安全性の確保のため、場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、路上コースより先に実施すること。
- 2 路上試験の実施中に、運転を交代するときその他停車するときは、停車の合図の後に非常点滅表示灯をつけて差し支えない

変換を行い、その方向変換コースから車体が全部出るまでの間とし、コースにおける縦列駐車にあつては縦列駐車コースに平行して停止した時から、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体が全部出るまでの間とする。）のすべてについて行うこと。ただし、ならし走行の間及び路上における試験の起点又は終点を場内とする場合における場内を走行する間については、採点を行わないものとする。

略

鋭角コースの走行	鋭角コースは、3回以下の切返しによって走行すること。
----------	----------------------------

略

縦列駐車	コースに平行して停止した後、駐車範囲内に車体の全部を入れること。
障害物設置場所の通過	方向変換又は縦列駐車コース内において後退停止する場合は、後方障害物と車体の間隔を50センチメートル以内にする。

こと。

3 普通免許に係る技能試験、再試験及び技能検査

課 題	条 件
採点の範囲	<p>(1) 路上コースの採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、乗車地点から試験の起点までの場内コースの走行及び路上のならし走行並びに場内の発着点において下車する場合における場内コースの走行の間については、採点を行わないものとする。</p> <p>(2) 方向変換コースの採点は、方向変換コースの出入口部（長さは、5メートルとする。）に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に、出入口部から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</p> <p>(3) 縦列駐車は、縦列コースと平行に停止してから、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</p>
安全確認の方法	略
脱輪時の措置	車輪が縁石に乗り上げたとき又はコース外に落輪したときは、直ちに停止して、乗り上げ、又は落輪する以前の地点まで戻って走行し直すこと。
方向変換	コース凹部に後退で入れること。
縦列駐車	コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内に車体の全部を入れた後に発進すること。
路端への停車及び発進	<p>(1) 試験官からの合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。</p> <p>(2) 停車するときは、ドアを開くために必要とする幅を考慮しないこと。</p> <p>(3) 停車しているときのシフトレバーはニュートラル（オートマチック車にあつては、パーキング）とし、サイドブレーキ、ブレーキペダル等による</p>

3 普通免許に係る技能試験

課 題	条 件
採点の範囲	採点は、乗車時から下車時までの間（コースにおける方向変換については、方向変換コース（出入口部の長さは、5メートルとする。）に車体が入り始めてから、方向変換を行い、その方向変換コースから車体が全部出るまでの間とし、コースにおける縦列駐車については縦列駐車コースに平行して停止した時から駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体が全部出るまでの間とする。）のすべてについて行うこと。ただし、ならし走行の間及び路上における試験の起点又は終点を場内とする場合における場内を走行する間については、採点を行わないものとする。
安全確認の方法	略
方向変換	コースへの出入りは、直進又は右折によるものとし、方向変換は、コース凹部に後退で入れること。
縦列駐車	コースに平行して停止した後、駐車範囲内に車体の全部を入れること。
特別課題の走行	特別課題の走行は、受験者自らが道路地図に示された起点から終点を結ぶ間の走行コースを設定し、試験官によるコース指示を受けることなく自分自身の判断で運転するものとする。

	<u>ブレーキを効かせていること。</u>
走行終了時の措置	<u>走行を終了したときは、駐車状態にすること。</u>
備考 略	
1	<u>路上試験の安全性の確保のため、場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、路上コースの後に実施すること。</u>
2	<u>路上試験の実施中に、運転を交代するときその他停車するときは、停車の合図の後に非常点滅表示灯をつけて差し支えないこと。</u>

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験及び技能検査

課 題	条 件
採点の範囲	<p>(1) <u>路上コースの採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、乗車地点から試験の起点までの場内コースの走行及び路上のならし走行並びに場内の発着点において下車する場合における場内コースの走行の間については、採点を行わないものとする。</u></p> <p>(2) <u>方向変換コースの採点は、方向変換コースの出入口部（長さは、大型自動車は10メートル、中型自動車は8メートル、普通自動車は5メートルとする。）に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に、出入口部から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</u></p> <p>(3) <u>縦列駐車</u>の採点は、<u>縦列コースと平行に停止してから、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体の全部が出るまでの間につい</u></p>

備考	実施上の留意事項は、次のとおりとする。
1	<u>原則として、一般課題（場内コースにおける方向変換又は縦列駐車を除く。）及び特別課題は、連続して行うこととし、一般課題を先に実施すること。ただし、連続して設定できない場合の移動は、試験官が試験車両を運転して行うこと。</u>
2	<u>一般課題の場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、特別課題の後に実施すること。</u>
3	<u>特別課題は、受験者が終点に達することができないままおおむね4キロメートル（右折及び左折をそれぞれ1回以上行った者にあつては、おおむね3キロメートル）を走行した場合には、その時点で安全かつ適切な場所を指示して停車させ、試験を終了すること。</u>

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験

課 題	条 件
採点の範囲	<p>採点は、乗車時から下車時までの間（コースにおける方向変換にあつては方向変換コース（出入口部の長さは、大型自動車は10メートル、中型自動車は8メートル、普通自動車は5メートルとする。）に車体が入り始めてから、方向変換を行い、その方向変換コースから車体が全部出るまでの間とし、コースにおける縦列駐車にあつては縦列駐車コースに平行して停止した時から、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体が全部出るまでの間とし、鋭角コースの走行にあつては鋭角コースに車体が入り始めてからその鋭角コースの範囲から車体が全部出るまでの間とする。）のすべてについて行うこと。ただし、ならし走行の間及び路上における試験の起点又は終点を場内とする場合における場内を走行する間については、採点を行わないものとする。</p>

	<p>て行うこと。</p> <p>(4) <u>鋭角コースの採点は、鋭角コースの採点範囲内に車体が入り始めてから、その採点範囲内から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</u></p> <p>(5) <u>方向変換コース等に再進入して後方間隔を実施している間については、後方間隔及び車体後部と立体障害物の接触以外の採点は、行わないこと。</u></p>
安全確認の方法	略
脱輪時の措置	<u>車輪が縁石に乗り上げたとき又はコース外に落輪したときは、直ちに停止して、乗り上げ、又は落輪する以前の地点まで戻って走行し直すこと。</u>
鋭角コースの通過	3回以下の <u>切り返し</u> によって <u>通過</u> すること。
路端への停車及び発進	<p>(1) <u>大型第二種免許又は中型第二種免許に係る路端への停車及び発進は、次のとおりとすること。</u></p> <p>ア <u>指定された目標物を車両の中央ドアの中心に合わせること。</u></p> <p>イ <u>路上において2回しか実施できなかった場合は、3回目を場内の発着点で実施すること。</u></p> <p>(2) <u>普通第二種免許に係る路端への停車及び発進は、次のとおりとすること。</u></p> <p>ア <u>指定場所による停車は、指定された目標物を車両の左側後部ドアの中心に合わせること。</u></p> <p>イ <u>直前の合図による停車は、試験官からの合図の後、合理的に最も近接した場所で行うこととし、停車禁止場所を含んだ場所における直前の合図による停車の場合にあっては、停車禁止場所以外で合理的に最も近接した場所で行うこと。</u></p> <p>ウ <u>指定場所における停車は1回、直前の合図による停車は3回実施すること。</u></p> <p>(3) <u>停車するときは、ドアを開くために必要とする幅を考慮しないこと。</u></p> <p>(4) <u>停車しているときのシフトレバーはニュート</u></p>

安全確認の方法	略
鋭角コースの走行	<u>鋭角コースは、3回以下の切返しによって走行すること。</u>
人の乗降のための停車及び発進	<p><u>停車は、車体の左側を車道の左側端から30センチメートル以内に合わせるほか、次により行い、その後、指示により発進させること。</u></p> <p>ア <u>指示による停車は、適法かつ合理的な場所であって、指示場所に最も近接した場所で行うこと。</u></p> <p>イ <u>あらかじめ停止目標を指定する停車は、大型乗用車にあっては車体の中扉の中心から前後50センチメートル以内に、普通自動車にあっては車体後部（左側）ドアの幅の範囲内に停止目標を合わせて行うこと。</u></p>

	<u>ラル（オートマチック車にあっては、パーキング）とし、サイドブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。</u>
転回（普通第二種免許に限る。）	<u>転回は、指示された区間内で、できる限り速やかに行うこと。ただし、交差点の交差路若しくは道路外の施設の出入口におけるスイッチバック（路面が凍結又は積雪の状態にある場合に行うものを除く。）又は信号機のある交差点における転回は、行わないものとする。</u>
略	
縦列駐車	<u>コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内に車体の全部を入れた後に発進すること。</u>
後方間隔（大型第二種免許及び中型第二種免許に限る。）	<u>方向変換コース等に後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース等に設置された障害物との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。</u>
走行終了時の措置	<u>走行を終了したときは、駐車状態にすること。</u>
備考 実施上の留意事項は、次のとおりとする。	
1 <u>路上試験の安全性のため、場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、路上コースより先に実施すること。</u>	
2 <u>路上試験の実施中に、運転を交代するときその他停車するときは、停車の合図の後に非常点滅表示灯をつけて差し支えないこと。</u>	

転回（普通第二種免許に限る。）	<u>転回は、いったん車道の左側端に沿って停止し、又は中央線に寄ってから行うこと。</u>
略	
縦列駐車	<u>コースに平行して停止した後、駐車範囲内に車体の全部を入れること。</u>
障害物設置場所の通過	<u>大型第二種免許及び中型第二種免許については、方向変換又は縦列駐車のコース内において後退停止する場合は、後方障害物と車体の間隔を50センチメートル以内とすること。</u>

別記様式第15号 (第35条関係)

略

別記様式第15号の2 (第45条の2 関係)

		確 認 者 印		取 扱 者 印	
運転経歴証明書亡失・滅失てん末書 年 月 日					
香川県公安委員会 殿					
住 所					
氏 名			生年月日	年 月 日	
連絡先	自 宅			勤務先等	
亡失・滅失の 年 月 日 時	年 月 日	午前・午後	時	分頃から 午前・午後 時 分頃までの間	
亡失・滅失の 運転経歴証明書	交付公安委員会	公安委員会			
	交 付 年 月 日	年 月 日			
亡失・滅失の 状 (詳しく記入)					
警察への届出	有・無	届出年月日	年 月 日	届出先	署
過去1年以内の 再 交 付 回 数	0回 1回 2回 3回以上				
私は、旧運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは 知っておりますので、これに違反しないことを誓います。 氏 名 (申請者本人が署名してください。)					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号 (第60条関係)

略

別記様式第15号 (第35条関係)

略

別記様式第16号 (第60条関係)

略

附 則

この規程は、平成24年4月13日から施行する。